

令和7年度 いじめ防止基本方針

八幡浜市立喜須来小学校

I いじめ問題に対する基本的認識

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 基本的認識

次の基本認識に立ち、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を目指して、組織としての実践に努める。

- (1) いじめは、どの児童にも、どの学校にも、どの学級にも起こり得る。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (4) いじめが発覚した場合は、その対応を最優先とし、全教職員が組織で対応する。
- (5) 学校と家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む。
- (6) 特に、配慮が必要な児童に対しては、児童の特性を踏まえた適切な支援に努める。
 - 発達障がい等の障がいへの正しい理解と支援
 - 被災地からの避難児童への支援
 - 新型コロナウイルス感染症に係る児童支援

3 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

II 推進体制

1 校内推進体制の確立

生徒指導部会を中心に、指導体制を確立していく。その指導範囲を著しく超える問題が生じた場合は、いじめ対策委員会を設置し、問題の解決にあたる。

2 二層の情報環流方式

(1) 喜須来小学校学校運営協議会（旧まごころ会 旧学校評価委員会）

学校や地域の関係者による学校運営に関する現状把握や情報及び意見交換等を通して、子どもたちが抱える様々な問題の早期発見、迅速な対応を行う。八幡浜市こども未来共創会議の提言を具現化し、子どもたちの希望に満ちた未来を実現する。

(2) 八幡浜市こども未来共創会議

地域社会、学校、家庭、行政、関係諸機関が一体となり、未来を担う児童生徒の健やかな成長を力強く推進するため、具体的かつ実効可能な健全育成策を共創し、提言することを目的としている。

3 職務別の役割

(1) いじめ防止のための措置

学級担任等	○ 日頃より、いじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。 ○ はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることもいじめを肯定していることと理解させ、傍観者から仲裁者への転換を促す。 ○ <u>教職員の不適切な言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、指導には細心の注意を払う。</u>
養護教諭	○ 学校保健委員会等、学校の教育活動の様々な場面で、命の大切さに焦点を当てた指導を行う。
生徒指導主事	○ いじめ問題について、校内研修や職員会議で、積極的に取り上げ、教職員間での共通理解を図る。 ○ 日頃から関係機関等を訪問し、情報交換や連携に取り組む。
管理職	○ 全校集会などを通して日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。 ○ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動の推進に計画的に取り組む。 ○ 児童が自己有用感や集団への所属感を高められる場面、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

(2) 早期発見のための措置

学級担任等	○ 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。 ○ 休み時間や放課後等の児童との会話や日記等を活用して、交友関係や悩みを把握する。 ○ 個人懇談や家庭訪問の機会を活用して、教育相談を行う。
養護教諭	○ 保健室を利用する児童との会話などでその様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉えて声を掛け、相談を行う。
生徒指導主事	○ 定期的なアンケート調査（「ジブンミカタプログラム「やわたはま元気ノート」の実施」の活用）や教育相談等に計画的に取り組む。

	○ スクールカウンセラーや特別支援教育コーディネーター等による相談窓口について、校報やHP等で機会あるごとに周知する。 ○ 校内巡視や校区内巡回等を行い、児童が生活する場の異常の有無を確認する。
管 理 職	○ 児童や保護者、教職員が、いじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。 ○ 学校における教育相談が、児童の思いや悩みを適切に吸い上げ、適切に指導できる体制になっているか、定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置

学級担任等	○ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。 ○ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。 ○ 発見・通報を受けた場合は、管理職及び生徒指導主事に報告し、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、聞き取りを行う場所や時間等に配慮し、複数の教員で対応に当たる。いじめた児童が複数いる場合は、同時刻に、かつ個別で聞き取りを行う。
組 織	○ 事例が発生した場合、即時、校内いじめ対策委員会を設置し、学校組織として指導・支援体制を組む。 ○ 児童や保護者、教職員、その他からの正確な実態把握に基づき、迅速かつ適正な指導に当たる。 ・ いじめられた児童、いじめた児童への対応 ・ その保護者への対応 ・ 教育委員会や関係機関との連携の有無 等 ○ 得られた情報や行った指導については、確実に記録に残す。 ○ 一つの事象にとらわれ過ぎず、また、先入観を持つことなく、いじめの全体像を把握する。 ○ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。 ○ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、関係機関に通報し、適切かつ迅速に指導を行う。

Ⅲ いじめの防止

1 いじめ問題・不登校対策年間計画

生徒指導計画やいじめ問題・不登校対策年間計画に基づき、着実な実践を積み重ねていく。

2 校内研修・職員会議

いじめ問題・不登校対策年間計画により、事例研修や情報交換を進めていく。また、スクールカウンセラー訪問や特別支援教育コーディネーター相談日等を活用し、いじめの早期発見や防止に取り組んでいく。これらの取組を通して、組織として情報の共有化や共通理解・共通実践につなげていく。

3 評価

学校評価や学校関係者評価委員会を活用して、保護者や地域からの情報収集を行う。それを活用して、学校の取組状況のチェックやいじめ問題への対処の検証、計画の見直しなどにつなげていく。

Ⅳ 早期発見

1 日常的な取組

日常生活における声かけや休み時間・給食・清掃・放課後等における観察、日記指導など日々の細やかな取組を大切にし、小さなサインを見逃さないようにアンテナを高く保つ。

2 発見のチェックポイント

市教育委員会教育支援室との連携の下、「ジブンミカタプログラム」「やわたはま元気ノート」（いじめ問題等チェックwebシステム）を活用して、いじめの早期発見に努める。

3 教育相談活動

気になる児童については、随時教育相談を実施し、実態把握や心のケアにあたる。いじめ等の事実を確認した場合には、迅速で適切な対応を行う。

4 アンケートや調査

担任は、奇数月の青少年赤十字週間の「まごころの日」に「ジブンミカタプログラム」「やわたはま元気ノート」（いじめ問題等チェックwebシステム）を行う。アンケートに目を通し、問題等があれば個別に教育相談を行う。その後、必要に応じて生徒指導主事や管理職に相談をする。これらの取組で得た情報を職員会等で共有し、全校体制で児童の諸課題に取り組んでいく。さらに、市が実施するアンケートも活用していく。

5 家庭・地域・関係諸機関との連携・啓発

P T A総会・役員会・授業参観・個別懇談会などを通して、いじめ問題だけにとどまらず、児童の健全育成に向けて家庭と学校がともに手を携えていく体制づくりを行う。その中で、早期発見・迅速で適切な対応ができる関係を築いていく。また、学級通信や学校だよりを活用して家庭や地域への啓発を行う。さらに、関係機関とも連携し、人権教育に関する研修会や講演会に出席し、自らの人権感覚を磨くことにも努める。このような取組を続けることにより、いじめ問題を含む、様々な人権問題に取り組む確固たる姿勢を確立していく。

V いじめに対する措置

1 被害児童のケア

- (1) いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を排除する。
- (2) いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童に寄り添える体制をつくる。
- (3) いじめられた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- (4) 保護者の話に真摯に耳を傾け、家庭と連携しながらケアにあたる。

2 加害児童の指導

- (1) いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (2) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、いじめに向かったその理由を共に考え、解決に向けて考え方や生き方を改善できる力を育む。
- (3) 不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動などで発散できる力を育む。
- (4) 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止の制度を活用したりして、いじめられた児童も落ち着いて教育を受けることができる環境の確保に努める。

3 周りの児童への対応

- (1) 学級での話合いの充実を図ることで、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする認識と態度を身に付けさせる。また、いじめる行為の「かっこ悪さ」をことあるごとに伝え、いじめが実際に起こったその現場で、「その行為は悪い」と言えるようにする。
- (2) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- (3) はやしたてるなど同調していた児童には、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

4 ネット上のいじめへの対応

- (1) 日頃より、人権教育の推進やよりよい集団づくりに努め、友達に対する思いやりの心を育み、適切な人間関係を構築していく。
- (2) ネット上のトラブル、情報モラル及び正しい携帯の利用方法などについて児童の発達段階に応じて全校児童に理解させる。特に、5・6年生対象に関係機関と連携して「情報モラル教室」を開催する。
- (3) 児童の情報モラルの向上には、保護者などの大人を含めた家庭の協力が必要であり、学校だよりや参観日などを通して、啓発に努めていく。

5 指導体制の確立

各種アンケート、教育相談及び児童、保護者、関係諸機関から入る情報は、正確かつ迅速に管理職、生徒指導主事、学級担任等が把握し、指導体制づくりを行う。また、同時に教職員全員への周知を行い、組織として対応することを共通理解する。

6 関係機関との連携・強化

学校での対応だけで十分な実効性が上がらない場合は、外部の関係機関（教育委員会・学警連・市いじめ問題緊急支援委員会など）の専門的な知識を有する者との連携を図り、よりよい措置を行っていく。

また、いじめに起因する自殺など、重大な事案の発生を未然に防止するため、学校と八幡浜警察署との連携を強化する。

VI 重大事態への対処

1 重大事態の意味

- (1) 生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- (2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
 - 年間30日を目安とする。
 - 一定期間連続して欠席している場合は、早急に聞き取り調査を行う。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態を確認した場合には市教育委員会に相談・報告をする。
- (2) 事実関係を明確にするため、再調査を行う。
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係など、そ

の他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 調査結果を学校の設置者（市教育委員会）や警察に報告する。

(5) 学校の設置者（市教育委員会）は、地方公共団体の長等に報告する。

3 調査及び組織

(1) IIの1における校内いじめ防止等の対策のための組織を母体として、重大事態の性質に応じて、外部の専門家を加えて対応する。

(2) いじめ行為の客観的事実関係を、可能な限り明確にする。

(3) たとえ調査主体に不都合なことがあっても、事実としっかり向き合う。

(4) 学校で先行調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて再調査する。

(5) 事実関係について、情報を適切に提供する。ただし、個人情報には十分に配慮する。

4 重大事態への対応の留意点

児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

<別紙 1>

令和 7 年度 いじめ問題・不登校対策年間計画

		校 内 対 策	校 外 対 策
		実態把握、定期教育相談、校内研修内容、児童の活動、PTA活動、講演会等	ブロック協議会、地域社会との連携、小中連携、諸団体との連携
一 学 期	4 月	・学級経営の引き継ぎ ・職員会「指導体制確立等」 ・学級 P T A ・家庭訪問	・保育所・幼稚園、中学校との引き継ぎ ・児童生徒をまもり育てる日 ・学警連（毎月） ・登校・あいさつ指導（毎月 9 日）
	5 月	・職員会「事例研修」「情報交換」 ・「ジブンミカタプログラム「やわらはま元気ノート」の実施 ・教育相談による実態把握、情報共有 ・スクールカウンセラーとの連携	・喜須来小学校学校運営協議会 ・補導員会 ・交通安全教室
	6 月	・教育相談による実態把握 ・職員会「事例研修」「情報交換」	・出張教育相談
	7 月	・個人懇談 ・職員会「事例研修」「情報交換」 ・「ジブンミカタプログラム「やわらはま元気ノート」の実施 ・教育相談による実態把握、情報共有	・喜須来地区補導会 ・補導活動（補導員との連携、情報交換） ・夏季休業中における校外指導 ・児童生徒をまもり育てる日
二 学 期	8 月	・家庭訪問・電話連絡による生活実態把握や家庭、保護者との連携 ・校内研修（いじめ・不登校早期発見）	・補導活動（補導員との連携、情報交換） ・夏季休業中における校外指導 ・八幡浜市こども未来共創会議
	9 月	・「ジブンミカタプログラム「やわらはま元気ノート」の実施 ・教育相談による実態把握、情報共有 ・職員会「事例研修」「情報交換」 ・スクールカウンセラーとの連携	・喜須来小学校学校運営協議会
	10 月	・教育相談による実態把握 ・職員会「事例研修」「情報交換」 ・仲間づくりアンケート ・前田山記念相撲大会 ・人権参観日 ・学級 P T A	・花いっぱい運動 ・交通安全パレード
	11 月	・職員会「事例研修」「情報交換」 ・学習発表会 ・「ジブンミカタプログラム「やわらはま元気ノート」の実施 ・教育相談による実態把握、情報共有	・児童生徒をまもり育てる日 ・えひめいじめ S T O P ! デイ
	12 月	・個人懇談 ・スクールカウンセラーとの連携	・冬季休業中における校外指導
三 学 期	1 月	・職員会「事例研修」「情報交換」 ・「ジブンミカタプログラム「やわらはま元気ノート」の実施 ・教育相談による実態把握、情報共有 ・学級 P T A ・スクールカウンセラーとの連携	・補導活動 ・喜須来小学校学校運営協議会
	2 月	・職員会「事例研修」「情報交換」 ・校内持久走大会	・八幡浜市こども未来共創会議
	3 月	・職員会「事例研修」「情報交換」 ・「ジブンミカタプログラム「やわらはま元気ノート」の実施 ・教育相談による実態把握、情報共有	・小・中連絡会（卒業生の情報交換） ・保・幼・小連絡会（新入生情報交換） ・年度末休業中における校外指導